

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の
一部変更について

令和 6 年 3 月 2 9 日
閣 議 決 定 案

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成
30年12月25日閣議決定）を別紙のとおり変更する。

また、この閣議決定による変更前の「素形材・産業機械・電
気電子情報関連製造業分野における特定技能の在留資格に係る
制度の運用に関する方針」については、出入国管理及び難民認
定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技
能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野として
「工業製品製造業分野」が定められるまでの間は、なお従前の
例による。

飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
農 林 水 産 大 臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

飲食料品製造業分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

飲食料品製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

（生産性向上のための取組）

飲食料品製造業分野では、深刻な人手不足の状況にある中、生産性向上のための取組として、ロボット導入などの設備投資、I o T・A I 等を活用した省人化・低コスト化、専門家による工場診断等が進展し始めている。一般社団法人日本食品機械工業会「2022 年食品機械調査統計資料」によると、食品機械の国内販売額は直近 7 年間で 14%増加（平成 27 年の 5,175 億円から令和 4 年には過去最高の 5,900 億円まで増加）しているほか、先端技術の低コスト化や小型化に関する改良の取組も進展している。

また、健康志向の広まりや高齢化など経済社会の変化に応じた新たな商品の投入や、従来の商品に新たな価値を付与した商品の提供など、付加価値向上のための取組も進展し始めている。財務省「法人企業統計調査」を基に農林水産省で算出した食料品製造業の付加価値額は、令和元年から令和 2 年にかけては横ばいだったものの、その後令和 3 年には 6.5%程度の増加に転じている。

さらに、農林水産省では、A I・ロボット・I o T等を活用した自動化技術等を

実際の現場にモデル的に導入・実証する取組や、先端技術の低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援するとともに、これらの成果を研修会の開催等により食品業界全体に普及させる取組を行っており、関係者の理解も浸透しつつある。

(国内人材確保のための取組)

国内人材の確保に関し、女性・高齢者が働きやすい雇用環境とするため、正社員登用制度、女性が出産後に復職しやすい環境整備（提携託児所の整備等）、高齢者の継続雇用制度等の取組が業界内で進展し始めている。この点、令和3年度における食料品製造業の女性就業者の割合は53%と、全製造業の平均28%を大幅に上回っているほか、令和4年度における60歳以上の就業者の割合についても20%と、全製造業の平均16%を上回るなど、一定の成果が上がっているところである。

また、農林水産省では、国内人材の確保に関し、女性・高齢者の就業促進のため、「食品産業の働き方改革早わかりハンドブック」の作成・周知を行っており、関係者の理解が進みつつある。

(処遇改善のための取組)

人手不足を踏まえた賃上げ等の処遇改善に関し、農林水産省では、令和5年末に決定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、食品業界団体等に周知を行っている。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、食料品製造業の従業員一人当たりの所定内給与額は増加（平成29年の229千円から令和4年には245千円まで増加）しており、全産業、全製造業と比較し給与上昇率が最も高いほか、総務省「労働力調査」によると、食料品製造業における正社員比率は2ポイント上昇（平成29年の48%から令和3年には50%まで増加）するなど成果が上がっているところである。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

食料品製造業は、地域経済においても、雇用と生産を支える産業として重要な役割を担っていると見える。経済産業省「令和3年経済センサス」によれば、食料品製造業の事業所数は金属製品製造業に次いで多く、就業者数は製造業の中では第1位である。また、大都市圏とそれ以外の地域において、就業者数比率に大きな偏りはなく、製造業全体に占める食料品製造業の就業者数の比率は三大都市圏が11.1%、それ以外の地域が18.5%となっている。さらに、食料品製造業の製造品出荷額は、製造業の中で10道県で第1位、24道府県で第3位に位置している。食品製造業の製造品出荷額は、令和5年は約39.3兆円であるところ、過去の推移を踏まえると、令和10年には約49兆円となる見込みである。

次に、現在の飲食料品製造業分野における労働需給は、他の製造業に比べ雇用人員不足感が高い状況にある。令和4年度の飲食料品製造業分野の有効求人倍率は3.11倍であり、全産業の1.19倍より高い。また、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、令和5年6月末現在の欠員率は2.4%に達している。さらに、日銀短観によれば、「食料品製造業」（中小企業）の雇用人員判断（DI）は、令和5年9月にはマイナス36となり、「製造業全般」（中小企業）のマイナス21よりも深刻な状況である（令和5年12月日本銀行「全国企業短期経済観測調査」）。

この点、令和10年度の製造品出荷額予測及び足下の生産性を踏まえると、同年度

には約 161 万人の就業者が必要となると推計される。しかしながら、上記雇用動向調査によれば、令和 3 年 1 月 1 日現在における「食料品、飲料・たばこ・飼料製造等」の常用労働者数は約 133 万人であり、現在のトレンドを踏まえれば、令和 10 年度の就業者数は 140 万人となる見込みであり、同年度には就業者が 21 万人程度不足することになる。

また、就業者の約 3 割がバックヤードでの飲食料品製造（そう菜製造等）に従事している食料品スーパーマーケットにおいても、人手不足の傾向が顕著になっている。上記雇用動向調査によれば、「小売業」における令和 5 年 6 月末現在の欠員率は 3.0%となっている。食料品スーパーマーケットにおいては、令和 4 年には約 12.1 兆円を売り上げており、過去の食料品販売額の推移から、令和 10 年には約 16.3 兆円の売上げが見込まれる。このため、令和 10 年度には 34 万 7,000 人の就業者が必要となると推計され、同年度には 1 万 7,000 人程度が不足すると見込まれる。

こうした中で、飲食料品製造業分野（食料品スーパーマーケットを含む。）においては、生産性の向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を不断に行っている。しかしながら、同分野においては、ある程度目視や手作業に頼らざるを得ない工程もあり、機械化の取組にも限界があること、また、平成 30 年の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）改正（令和 3 年 6 月施行）により、全ての飲食料品製造業者に HACCP（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理の実施が求められることとなり、HACCP を含む衛生管理の知識を有する人材の確保が急務となっていること等を踏まえれば、人手不足の状況を直ちに改善することは困難である。

このため、我が国の飲食料品製造業の持続的な存続・発展を図り、良質で安全な飲食料品を安定的に供給する体制を確保するために、飲食料品製造業について基本的な知識・経験を有し、現場の状況に応じて作業手順を自ら考え、製造・加工等の作業を行うことができる即戦力の外国人や、熟練した技能を持って自ら作業に従事しながら、複数の従業員に指導等を行う管理者としての役割を担う外国人の受入れが必要不可欠である。

（４）受入れ見込数

飲食料品製造業分野における令和 6 年度からの向こう 5 年間の受入れ見込数は、最大で 13 万 9,000 人であり、これを令和 10 年度末までの 5 年間の受入れ上限として運用する。

当該受入れ見込数は、飲食料品製造業において不足すると見込まれる最大 13 万人（令和 6 年度からの 5 年間で 21 万人程度の人手不足が見込まれる中、AI・ロボット・IoT等の先端技術の導入等による年 0.4%程度の生産性向上（5年間で 3 万人程度）や、託児所の整備、高齢者の継続雇用等により女性・高齢者の働きやすい雇用環境を整備することで見込まれる年 0.6%の労働参加率の伸びによる追加的な国内人材の確保（5年間で 5 万人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる数）に、食料品スーパーマーケットのバックヤードでの飲食料品製造において不足すると見込まれる 9,000 人（令和 6 年度からの 5 年間で 1 万 7,000 人の人手不足が見込

まれる中、セルフレジの導入等による年0.11%程度の生産性向上（5年間で2,000人程度）や、長時間労働の解消等による年0.36%の労働参加率の伸びによる追加的な国内人材の確保（5年間で6,000人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる数）を加えた最大13万9,000人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

飲食料品製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、飲食料品製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」

イ 日本語能力水準

(ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」

イ 実務経験

飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

(1) 農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

(2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)

イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)

飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する管理業務

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される「食品産業特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。

イ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

ウ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。

エ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

オ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。

カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

ア 特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないように、「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」及び「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施する観点から、全国10か所程度で実施する。

イ 農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会

での協議も踏まえ、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組が行われていてもなお外国人を含む人手不足が顕著である地域が認められる場合には、その地域において特定技能外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めるとともに、その他必要な支援等について、制度関係機関、関係業界団体等とも連携して取り組む。